

取締役会議事録

2025年6月30日(月)13時00分より、取締役会を開催した。

1. 日 時 2025年6月30日(月)13時00分～13時30分
2. 場 所 渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルS棟 当社1F 会議室
3. 出 席 者 取締役総数 5名 出席取締役数 5名
監査役総数 3名 出席監査役数 3名

取締役総数 5名	出席取締役 :	取締役 上四元 絢
		取締役 横山 周平
		取締役 位高 力
		取締役 東 太陽
		取締役 白井 真
監査役総数 3名	出席監査役 :	監査役 中川 信男
		監査役 橘 隆造
		監査役 有賀 知哉
他の出席者	執行役員	藤本 光
	法務部 GM	生野 博路
	執行役員	坂 達典

株式会社Convano consulting
(取締役 白井 真 監査役 有賀 知哉はWEB会議によって出席)

代表取締役上四元絢は、議長席に着き本日の取締役会はWEB会議システムを利用して開催する旨を宣言した。

WEB会議システムは、出席者の音声・画像が即時に他の出席者に伝わり、全ての出席者が適時・的確に質疑応答・意見表明ができる状態であること確認がされた上で、下記事項について審議して議事を進行了た。

4. 報告事項

(1) 第4回新株予約権算定評価の報告

議長の指名により、執行役員藤本光は、席上配布資料に基づき、決議事項(1)として審議するにあたり、別紙1「株式会社コンヴァノ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)発行要項」(以下「本新株予約権発行要項」という)記載の要領で発行することを企図する第4回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」という)の算定評価について報告を行った。

(2) 監査役意見の報告

議長の指名により、監査役会を代表して、監査役中川信男から監査役全員の共通の意見として、本新株予約権発行要項の内容並びに株式会社ブルータス・コンサルティングの算定評価結果を踏まえ、本新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断した旨の意見表明がなされた。

5. 決議事項

(1) 第三者割当による第4回新株予約権の発行並びに第4回新株予約権総数引受契約締結の件

議長の指名により、執行役員藤本光は、報告事項(1)(2)の各報告を踏まえ、下記①乃至④について取締役会の承認を得たい旨説明を行った。

その後、議長が議場に諮ったところ、全員異議なく下記①乃至④について承認可決した。

- ① 本新株予約権発行要項記載の要領で本新株予約権を発行し、その募集を行うこと。

- ② 上記①の募集に係る有価証券届出書が効力発生することを条件として、本新株予約権発行要項第5項記載の募集の方法（第三者割当）で同項記載の割当先（株式会社ディメンショナル）を総数引受先として、大要、別紙2「新株予約権総数引受契約」記載の内容で新株予約権総数引受契約を締結して本新株予約権の総数を割り当てること。
- ③ 上記①の募集に係る有価証券届出書を EDINET にて、また、「第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株引受権の引受契約の締結に関するお知らせ」を TDNET にてそれぞれ提出・開示すること。
- ④ 上記①乃至③に係る対外交渉とそれに伴う軽微な修正その他実質的内容の変更を伴わない範囲での一切の権限を代表取締役が付与すること。

6. 閉 会 13時30分

以上、議事の経過及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は、次に記名捺印する。

2025 年6月 30 日
株式会社コンヴァノ

代表取締役 上四元 絢 印

取締役 横山 周平 印

取締役 位高 力 印

取締役 東 大陽 印

取締役 白井 真 印

監査役 中川 信男 印

監査役 橘 隆造 印

監査役 有賀 知哉 印

別紙1「株式会社コンヴァノ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)発行要項」

株式会社コンヴァノ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社コンヴァノ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2025 年7月16日

3. 割当日

2025 年7月16日

4. 払込期日

2025 年7月16日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を株式会社ディメンショナルに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式700,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他

適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

7,000 個

8. 本新株予約権の払込金額の総額

金26,600,000 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり38円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初8,560円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初5,000円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日とし、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の

行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合

には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年7月 17 日から 2027 年7月 15 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予

約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の

翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権

1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、2027 年7月 15 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下

「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）

会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資

される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生

する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な 価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、 割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 3,800 円とした。

19. 新株予約権の行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 新株予約権の払込取扱場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 本店営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

新株予約権総数引受契約書

(以下「本契約」という。)

株式会社コンヴァノ(以下「甲」という。)と株式会社ディメンショナル(以下「乙」という。)とは、甲が発行する新株予約権(以下「本新株予約権」という。)につき、その総数を乙が引き受けることに関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(定義)

本契約において使用する用語は、別紙「発行要項」に定義された意味を有するものとし、本契約に別段の定めがある場合を除き、会社法その他の関連法令に準拠する。

第2条(引受)

- 乙は、別紙「発行要項」第7項に定める本新株予約権【総数 7,000 個】全て(以下「引受新株予約権」という。)を、同項に定める払込金額【総額 26,600,000 円】で引き受けることをここに約する。
- 引受日は【2025 年 7 月 16 日】とし、払込期日も同日とする。

第3条(本新株予約権の内容)

- 本新株予約権の主要条件は、別紙「発行要項」のとおりとする。
- 甲および乙は、本新株予約権に関し、以下の事項を特に重要事項として確認する。
 - 割当株式数:1 個当たり普通株式 100 株。
 - 当初行使価額:8,560 円。
 - 下限行使価額:5,000 円。
 - 行使価額修正:割当日 2 取引日後に初回修正、その後 3 取引日毎に修正(平均終値×100% 切捨て)。
 - 行使期間:2025 年 7 月 17 日 から 2027 年 7 月 15 日。

6. 行使停止条項: 甲は市場環境等を勘案し、所定の通知をもって行使数量・時期をコントロールできるものとする。
7. 譲渡制限: 乙が本新株予約権を第三者へ譲渡する場合、甲取締役会の事前承認を要する。
8. 取得条項: 甲は本新株予約権全部又は一部を、発行価額で取得できる。

第4条(払込手続)

1. 乙は、前条第1項の払込金額を払込期日までに、甲が指定する銀行口座へ振込送金する。
2. 乙の振込手数料その他の費用は乙が負担する。

第5条(行使停止および制限超過行使の禁止)

1. 乙は、単一暦月における本新株予約権の行使により取得される株式数が、払込日時点の上場株式数の10%を超える行使(以下「制限超過行使」という。)を行わないものとし、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
2. 甲は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、乙が本新株予約権を行使するにおいても、制限超過行使を行わせない。乙は、甲が、金融商品取引法その他関連法令・取引所規則に基づき、行使停止を開示した場合には、本新株予約権を行使しないものとする。

第6条(表明保証)

1. 甲は、本契約締結日において以下を表明し保証する。
 - 甲は適法に設立・存続し、本契約を締結・履行するために必要な権限を有していること。
 - 本契約及び本新株予約権の発行に関連し、必要な社内手続及び法的手続が適切に完了していること。
2. 乙は、以下を表明し保証する。
 - 乙は株式会社ディメンショナルパートナーズの有価証券等投資を行う法人として適法にせつ設立された法人であり、反社会的勢力と一切関係がないこと。
 - 乙の本新株予約権の取得並びその行使による甲の株式の取得及び処分その他本契約締結・履行は、乙および第三者との契約又は法令および乙の定款その他内規に違反しないこと。
 - 乙は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する甲の株式を資本政策・成長戦略に対する評価と支援の意思として取得・保有しており、市場の状況を鑑みながら流動性向上、上場維持基準への適合のために、株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案す

る方針であること。乙の本新株予約権の行使により取得する甲の株式に対する保有方針が短期保有目的であり、売却する方針であること。

- 本契約締結時点において乙が本新株予約権を譲渡する予定はないこと。
- 乙と甲又は甲役員との間において、本新株予約権の行使により取得する甲の株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もないこと。
- 本新株予約権の払込金額及び行使価額の資金を、自己資金と株式会社ディメンショナルパートナーズより調達した資金で充当すること。本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使に係る払込金額については、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はないこと。
- 乙と株式会社ディメンショナルパートナーズの間の極度貸付契約書(極度貸付額:60億円、借入期間:2030年10月1日まで)が適法かつ有効に締結されて存続しており、当事者を法的に拘束し、極度貸付枠が未だ使用されておらず、同社からの60億円の資金調達が可能でありかつ如何なる支障もないこと。
- 株式会社ディメンショナルパートナーズは代表取締役である川口 佑が割当予定先の株券等について、株主としての権利行使を行う権限及びその指図権限並びに投資権限を実質的に有していること。

第7条(誓約事項)

1. 甲および乙は、本新株予約権に係る届出書の効力発生まで、相互に協力し、必要な情報提供を行う。
2. 乙は、本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する場合、マーケットインパクトを最小限に抑えるよう努める。

第8条(条件前提)

本契約は、以下の条件が全て充足された時点で効力を生ずる。

1. 金融商品取引法に基づき提出される有価証券届出書の効力が発生すること。
2. 取締役会決議その他必要な社内決議が有効に成立していること。

第9条(契約解除)

1. 本契約締結後であっても、いずれかの当事者が重大な契約違反を是正しない場合、相手方は書面により本契約を解除できる。
2. 前項の解除により当事者に損害が生じた場合、違反当事者は相手方に対し賠償責任を負う。

第 10 条(秘密保持)

当事者は、本契約及び本新株予約権に関連して知り得た相手方の非公知情報を第三者に漏洩してはならない。但し、法令に基づく開示義務を負う場合を除く。

第 11 条(譲渡制限)

乙は、本新株予約権の全部または一部を第三者へ譲渡する場合、甲取締役会の事前承認を書面で得なければならない。なお、乙は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、甲との間で制限超過行使及び行使停止に係る義務(第 5 条を含む。)を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも甲に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させるものとする。

第 12 条(反社会的勢力の排除)

1. 当事者は、自ら及び役員・株主等が反社会的勢力でないことを表明し保証する。
2. 表明保証に違反した場合、相手方は催告なく本契約を解除できる。

第 13 条(不可抗力)

天災地変その他当事者の合理的支配を超える事由により本契約が履行困難となった場合、当事者は互いに責任を負わない。

第 14 条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、当事者は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

第 15 条(準拠法および合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、本契約に起因又は関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

【2025 年 6 月 30 日】

甲:株式会社コンヴァノ

東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルS棟B3F

代表取締役 上四元 絢 印

乙:株式会社ディメンショナル

東京都品川区西五反田 1-30-2

代表取締役 川口 佑 印

発行要項(抜粋／参考)

番号	項目	内容
1	割当日	2025/7/16
2	本新株予約権数	7,000 個
3	割当株式数	100 株／個
4	払込総額	26,600,000 円
5	当初行使価額	8,560 円
6	下限行使価額	5,000 円

- | | | |
|----|--------|--------------------------------|
| 7 | 行使期間 | 2025/7/17～2027/7/15 |
| 8 | 行使価額修正 | 割当日 2 取引日後以降 3 取引日毎(平均終値×100%) |
| 9 | 行使停止条項 | 有(甲が行使数量・時期を制御可) |
| 10 | 譲渡制限 | 甲取締役会の承認要 |
| 11 | 取得条項 | 甲は発行価額で取得可 |